

令和5年度 中学校卒業程度認定試験の実施について

1 概要

中学校卒業程度認定試験とは、学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験であり、合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方が受験できます。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和6年3月31日までに満15歳以上になる者
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和6年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 令和6年3月31日までに満16歳以上になる者（(1)及び(4)に掲げる者を除く。）
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和6年3月31日までに満15歳以上になる者

3 試験期日

令和5年10月19日（木）

4 試験会場

宮城県庁 1002 会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

5 試験科目

国語、社会、数学、理科、外国語（英語）

6 出願期間

令和5年7月3日（月）から同年9月1日（金）まで
※令和5年9月1日の消印のあるものは有効です。

7 出願先

文部科学省

詳しくは文部科学省ホームページへ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/1263188.htm

8 問い合わせ先

宮城県教育庁義務教育課管理調整班 TEL 022-211-3642

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 認定試験第一係・第二係

電話 03-5253-4111（内線 3267・2024）

9 その他

出願書類は、文部科学省、宮城県教育庁義務教育課又は各教育事務所、各市町村教育委員会で配布します。